

当面のスローガン

- 「人権侵害救済法」制定を!
- 狭山再審闘争勝利をかちとろう!
- 続発する差別事件の糾弾を徹底しよう!



発行所  
解放新聞和歌山支局

〒640-8314  
和歌山市神前405-3  
TEL 073-473-2301  
FAX 073-473-2302

発行責任者  
中澤敏浩



部落解放同盟和歌山県連合会  
第57回定期大会

新たな運動へと決意をのべる中澤委員長

松本貞次執行副委員長の開会あいさつのもと、解放歌合唱、水平社宣言を松根洋子女性部長が朗読した。議長団に吉本拓司代議員(岩橋支部)、堀淑香代議員(新宮支部)を選出し、議事が進められた。

故、そして紀南地方を襲った災害のなかで人権が侵害されるといふ事実がある。いのちと人権を基本にした防災計画を構築させなければならぬ。また、一年後に迎える、和歌山水平社90周年の柱として、人権の法制定を今国会で実現させなければならぬ。そして、忌避感情が露骨に表れてい

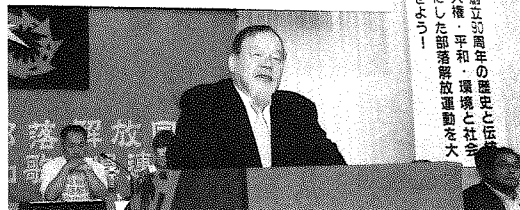
# 全水90周年の精神を受け継ぎ新たな運動へ

6月2日・3日、白浜町ホテルシーモアで第57回県連大会を開催し代議員300人が参加。新執行部を選出し、新たな運動へとまい進することを誓い合った。

## 部落解放同盟和歌山県連合会 第57・58期執行委員

役職	なまえ
執行委員長	中澤 敏浩
執行副委員長	清水 節子
	松本 貞次
	飯田 敬文
	池田 清郎
書記長	藤本 哲史
書記次長	宮本 修作
会計	平見 良太
組織規律委員長	松本 吉弘
執行委員	金田 光央
	北岡 啓二
	辻本 意典
	平野 義博
	西川 延良
	岡田 敏晴
	松井 辰也
	石本 一也
	大西 重美
	松根 洋子
女性部	北内 ますみ
青年部	坂下 君代
	速水 雅樹
常任執行委員	松井 資喜
企業連事務局長	福島 隆志
特別執行委員	田中 博之
	藤本 真利子

## 解放同盟和歌山県連合会 57回定期大会



中央本部を代表してあいさつする組坂委員長

部執行委員長より「今年は今全国水平社90周年という記念すべき年。3月に京都でおこなわれた全国水平社創立90周年記念集会で、先達たちの血と汗と涙の努力の上に吾々があることをあらためて確認し、部落の完全解放をめざして闘っていく。また人権委員会設置法案の早期実現、狭山の再審開始を基本に、断固差別を許さない闘いを展開していく。来迎える和歌山水平社90周年はよき年として迎えられるよう、この2日間有意義な大会にして欲しい」と激励のあいさつがあった。つづいて、和歌山県を代表して、下宏和歌山県副知事、労働組合を代表して、古谷紀男

全体会終了後、2会場で分散会をおこない討論がひろげられた。各会場で執行部と6役の信任投票選挙がおこなわれ、1日の行事を終了した。

※来賓、メッセージ、分散会報告については次号に掲載します。

る差別事件があつたを絶たない現実がある。新綱領や全水90周年の意義をいま一度考え、運動を展開していかなければならない。差別の完全解放を実現させ、和歌山水平社90周年を勝利の年として迎えよう」とあいさつした。つづいて中央本部を代表し、組坂繁之中央本

部執行委員長より「今年は今全国水平社90周年という記念すべき年。3月に京都でおこなわれた全国水平社創立90周年記念集会で、先達たちの血と汗と涙の努力の上に吾々があることをあらためて確認し、部落の完全解放をめざして闘っていく。また人権委員会設置法案の早期実現、狭山の再審開始を基本に、断固差別を許さない闘いを展開していく。来迎える和歌山水平社90周年はよき年として迎えられるよう、この2日間有意義な大会にして欲しい」と激励のあいさつがあった。つづいて、和歌山県を代表して、下宏和歌山県副知事、労働組合を代表して、古谷紀男

2011年度活動報告を宮本修作書記次長がおこなった。2012年度運動方針案を藤本哲史書記長が提案した。

## 頑健

記念日から相当経って「憲法」の話。明治の10年代に、全国各地で憲法草案が起草され、その数は50をこえるという。その多くは、自由民権運動家によるものだが、その中に注目すべき一点がある。現在の東京都あきる野市で発見された「五日市憲法」だ。条文は、後の明治憲法の3倍、現日本国憲法の2倍の量で、多くは「国民の権利」に関する内容で占められていた。とくに「日本国民各自の権利と自由を実現する。他よりの妨害を許さず、国法を持つて保護すべし」と「日本国民は同一の法を準用し、同一の保護を受ける。地方及び門閥、若しくは一族に与えられない特権は無い」と、基本的な人権や法の下の平等など、現在の憲法とほとんど同じ内容である。多くの期待を寄せられた憲法制定議論は、1988(明治22)年の「明治憲法」によって完全に裏切られた。天皇制による絶対的國家統治をめざす新政府は、華族制度を含め、近代憲法の原理を制限する憲法を制定したのである。▼憲法議論は、明治10年頃に高まってきた自由民権運動・国会開設要求にたいして新政府の「10年後に」との約束から「五日市憲法」の起草者は、教師の千葉宅三郎で、多くの私擬憲法の起草者等と同様に、国民議論の上で憲法が制定されること信じていたという。